

## 公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年7月29日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役 理事

### 記

1. 公示件名：ボリビア国ラパス大都市圏における地下水給水施設改善計画準備調査（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：  
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：  
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

# 企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業 務 名 称：ボリビア国ラパス大都市圏における地下水給水施設改  
善計画準備調査（QCBS-ランプサム型）

調達管理番号：26a00496

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026 年 7 月 29 日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ボリビア国ラパス大都市圏における地下水給水施設改善計画準備調査（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください<sup>1</sup>。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2026年11月 ～ 2028年5月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。ただし、分割提案においても、原則、次期契約時に単価の見直しは致しません。契約履行期間の分割の結果、各期の契約履行期間が12か月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12か月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の24%を限度とする。

---

<sup>1</sup> 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

2) 第2回(契約締結後13か月以降): 契約金額の16%を限度とする。

(7) 部分払の設定<sup>2</sup>

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2027年度中(2028年1月頃)

## 2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先: outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

無償資金協力部 業務第二課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

| No. | 項目                                       | 日程                                                                                                                                                             |
|-----|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 資料ダウンロード期限                               | 2026年8月4日 まで                                                                                                                                                   |
| 2   | 企画競争説明書に対する質問                            | 2026年8月5日 12時まで                                                                                                                                                |
| 3   | 質問への回答                                   | 2026年8月17日まで                                                                                                                                                   |
| 4   | 本見積額(電子入札システムへ送信)、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日 | 2026年8月21日 12時まで                                                                                                                                               |
| 5   | プレゼンテーション                                | 行いません。                                                                                                                                                         |
| 6   | プロポーザル審査結果の連絡                            | 見積書開封日時の2営業日前まで                                                                                                                                                |
| 7   | 見積書の開封                                   | 2026年9月4日 11時                                                                                                                                                  |
| 8   | 評価結果の通知日                                 | 見積書開封日時から1営業日まで                                                                                                                                                |
| 9   | 技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く)                  | 評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで<br>(申込先:<br><a href="https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM">https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM</a> )<br>※2023年7月公示から変更となりました。 |

<sup>2</sup> 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

### 3. 競争参加資格

#### (1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

#### (2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

#### (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

### 4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料：

- ・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

### 5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

#### (1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先 : <https://forms.office.com/r/492fHNq9Jb>

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

## (2) 回答方法

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

## (2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け

国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

## 1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

## 2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

## 3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4. (3) に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワード

は、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

### （3）提出書類

- 1）プロポーザル・見積書・別見積書
- 2）別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

### （4）電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1）作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。  
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2）電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

## 7. 契約交渉権者の決定方法

### （1）評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点90点、価格評価点10点とします。

### （2）評価方法

#### 1）技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙2「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100 点満点中 60 点を下回る場合には不合格となります。  
なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不  
合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

## 2) 評価配点表以外の加点

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

### ① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシ  
ニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主  
任者でも可）、**一律 2 点の加点（若手育成加点）**を行います。

## 3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格  
は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以  
下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算  
します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100 点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100 点

## 4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 90：10 の割合で合算し、総合評価点とします。総合  
評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.9 + (\text{価格評価点}) \times 0.1$$

## (3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額  
（消費税抜き）は上記 2.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入  
札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自  
動的に消費税 10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあ  
ります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

## (4) 契約交渉権者の決定方法

1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。



- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。
- 4) 応募者選定において、技術評価点及び価格評価点の合計点（総合評価点）が最も高い応募者の当該の見積額では契約に適合した履行がされないおそれがある場合に、交渉順位の決定を保留して、その者が契約の相手方として適当か否かを調査します。（低見積価格調査の実施）  
低見積価格調査の結果、契約に適合した履行が可能と認められる場合には契約交渉権者として決定します。

## 8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 9. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- （1）本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
- （2）本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社  
の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力  
準備調査）の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設  
計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び生産物の調達から排除され  
ます。

## 10. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきまして

は、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

#### 1. 企画・提案に関する留意点

- プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。
- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づく業務を行うにあたっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。
- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。また、応募者がプロポーザルの中で行った提案について特筆すべき箇所があれば、その記述箇所を、発注者が指定した項目とは分けてリストに記載ください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
  - ①特殊傭人費（一般業務費）での傭上（主に個人）
  - ②直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）
  - ③共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3. 競争参加資格」参照）
- 再委託することにより業務の効率・精度・質等が向上すると考えられる場合は、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

- ☒ プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、第3章に示す関連資料を参照してください。

## 2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、応募者の知見と経験に基づき、第3章 1. (2) 「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書(案)を参照してください。

| No. | 提案を求める事項                                                                                                                                                                                                                                  | 特記仕様書(案)での該当条項 |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1   | 本事業の目的・背景・目指す事業効果などを考慮した上で、スコープ・対象地域を絞りこむための基本方針を明示し、絞り込みの合理性を担保するための評価軸・比較方法を提案すること。                                                                                                                                                     | 第3条(3)         |
| 2   | 第一回・第二回現地調査の内容については本仕様書に記載している手法を基本としながら、より効果的かつ効率的な手法となるよう、調査手法の改善および補完に関する提案を行うこと。                                                                                                                                                      | 第3条(3)         |
| 3   | 本事業は、既存給水施設の改修に加え、気候変動に適応した水資源管理および給水運用の高度化を目的としている。一方で、現行の効果指標は主として給水人口やエネルギー効率等に係るものであり、運用面の高度化や気候変動適応能力の向上を必ずしも十分に反映していない。このため、コンサルタントは、モニタリング体制の強化、データに基づく運用改善、渇水時の対応能力、並びに実施機関の運用能力向上等の観点から、適切な追加指標について検討し、具体的な指標案(定量・定性を含む)を提案すること。 | 第3条(24)        |

## 【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

### 第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する事業について、「第4条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第3条 業務の内容」に記載される業務を遂行し、調査の中で特定された事業（以下「本事業」という。）を無償資金協力として実施する必要性や妥当性を精査するとともに、適切な概略設計・事業計画を策定し、概略事業費の積算を行うことを目的とする。

### 第2条 業務の背景

別紙1のとおり。

### 第3条 実施方針及び留意事項

#### （1）無償資金協力事業の検討資料としての位置づけ

- 本業務の成果は、本事業を対象とする無償資金協力事業の検討資料として用いられる。このため、事業内容の計画策定については、調査過程で随時十分発注者と協議し、承認を得ること。
- 報告書や各種資料の作成に当たっては、発注者が提示する資料等に基づいたものとする。
- 本業務で検討・策定した事項が相手国政府・実施機関への一方的な提案とならないよう、相手国政府・実施機関と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。
- 本事業の本邦での検討過程において、事業内容が本業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性があるため、相手国関係者に本業務の調査結果がそのまま無償資金協力事業として決定されるとの誤解を与えないよう留意すること。
- JICA サステナビリティ方針に基づく全新規事業をパリ協定に整合する形で実施することを目指す等の目標を踏まえ、可能な範囲で、建設する建造物の施工・維持管理段階での温室効果ガス排出量の最少化、気候変動の影響に対する強靱化を行うよう留意すること。

#### （2）参考資料

- 共通仕様書第9条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。

① 公開資料

(ア) 設計・積算にかかるガイドライン等（以下「設計・積算にかかるガイドライン等」という。）

☒ 協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）

☒ 同「補完編（土木分野）」（2025 年 9 月）

☒ 同「補完編（建築分野）」（2025 年 9 月）

☒ 同「機材編」（2025 年 9 月）

(イ) 環境社会配慮ガイドライン（以下「JICA 環境社会ガイドライン」という。）

☒ 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022 年 1 月）

(ウ) 気候変動対策ツール（以下「気候変動対策ツール」という。）

☒ 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：緩和策 Mitigation）

☒ 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：適応策 Adaptation）

☒ JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き

(エ) その他

☒ JICA 不正腐敗防止ガイダンス

☒ 無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン

☒ コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン 最新版

☒ コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン 最新版

☒ ソフトコンポーネント・ガイドライン

☒ ODA 建設工事安全管理ガイダンス（以下「安全管理ガイダンス」という。）

☒ 資金協力事業 開発課題別の指標例（以下「開発課題別の指標例」という。）

☒ 進捗報告・Project Monitoring Report(PMR)

☒ JICA グローバルアジェンダ（課題別事業戦略）

(3) 計画策定のプロセス

➤ 本業務では、設計・積算方針会議前の現地調査、および同会議を受けた概略設計協議に関する現地調査を実施する。

☒ 本業務では、設計・積算方針会議前の現地調査を段階的に実施する。各現地調査の内容は以下のとおり。

【調査手法】

本調査では調査を実施する上で必要な課題分析や基礎情報などが不足しているため現地調査を二回に分けて、実施する方針である。第一次現地調査においては自然状況調査・社会条件調査・サイト状況調査等を踏まえ、実施機関と協議を行っ

た上で本事業で優先とするスコープやサイトの検討及び絞り込みを行い、本案件にて最も開発効果を得られるものを提案する。第二次現地調査では第一次現地調査に基づき、必要な追加調査及び計画策定を行う。なお第一次現地調査の結果、調査範囲の増減が発生する場合は、契約変更による調査期間・人月の調整を検討する。

➤ 第一次現地調査

第一次現地調査では主に既存データ・自然状況調査・社会条件調査・サイト状況調査等を踏まえて、実施機関と議論を行った上で本事業で優先するスコープやサイトの検討及び絞り込みを行い、最も開発効果の得られる方策を提案する。

➤ 第一次現地調査内容

- 1) インセプションレポートの説明、協議
- 2) 事業の背景、目的、内容等の確認サイト状況調査および受益者の確認
- 3) 環境社会配慮（重要な環境社会影響項目の予測・評価及び緩和策、モニタリング計画 案の作成）およびジェンダー配慮に係る調査
- 4) 横断的事項（気候変動対策（適応策、緩和策双方）等）の確認
- 5) 社会条件調査(水需要に係る調査も含む)
- 6) 新規井戸掘削に係る調査及び既存井戸の再活用に係る評価
- 7) 関連法規・適用基準調査（水資源・地下水関連法、環境法、建設関連法含む）
- 8) 無償資金協力実施の必要性・妥当性及び適切な協力範囲の検討
- 9) 援助動向調査（他ドナー及び NGO の協力内容調査含む）
- 10) 運営・維持管理体制に関する調査（費用負担能力等の確認含む）
- 11) 実施機関の水資源モニタリング体制に関する調査
- 12) 既存配水施設の現況調査及び改修妥当性の評価・検討（既存配水施設に接続される既設井戸、変電設備を含む）
- 13) 税金情報の情報収集整理
- 14) 優先スコープ及び事業対象地の絞り込みと先方との合意形成、第一次現地調査結果の取りまとめ

➤ 第一次現地調査における重要な調査項目

1) 水需要に係る社会条件調査

本事業はエルアルト市において、人口増加及び都市化の進展に伴い増大する

水需要への対応を目的とするものである。第1回現地調査では、既存統計資料及び実施機関（EPSAS）が保有するデータの収集・分析、並びに社会条件調査を通じて、当該地域における現状の給水需要及び供給状況を把握する。具体的には、人口動態及び将来人口推計（人口増加に対する同市の対応策含む）、エルアルト市を含む対象地域の一人当たりGDP、先住民人口、給水普及率、水使用量の実態、無収水率、給水制限の発生状況、取水可能な水資源の状況、給水区域別の現在需要量、供給量、ピーク需要、乾季・雨季別不足量、水資源の管理に関する自治体や住民委員会が保持する役割等を整理するとともに、将来的な人口増加・気候変動を踏まえた水需要の見通しを検討する。また、給水状況の地域的偏在や脆弱地域の把握を行う。これらの分析結果を踏まえ、事業対象地、本事業における適切な施設規模及び整備スコープの検討に資する基礎情報を整理する。加えて、この基礎情報を基に、効果指標として本事業で採用している「安定した給水の受益人口」の現況を安定給水の構成要素（給水時間等）に区分して評価し、効果指標としての適否を見極める。必要に応じて同構成要素を効果指標として差し替える又はまったく異なる指標を効果指標として定め、基準値及び目標値を設定する可能性についても第一次調査中に検討する。無収水については、本事業の効果減殺リスクとして認識し、事業効果算定時に勘案する。

## 2) 本事業で優先するスコープ及びサイトの絞り込み

上記1)にて整理を行った基礎情報を基に実施機関（EPSAS）との協議の上、本事業に必要な協力内容（事業サイト・スコープ）を精査する。その際に調書①に含まれていない協力内容についてもその必要性の検討を除外せず、優先順位付けを行ったリストを作成し、先方と合意する。

## 3) 実施済みの類似案件及び他ドナー・機関の援助動向調査

実施済みの無償資金協力の現況、実施機関等に対する他ドナーおよびNGO等の協力方針、協力内容、維持管理体制、ドナー協調の現状について調査を行い、本事業の方針との整合性、連携の可能性、教訓の反映等について整理する。また、本調査の対象地域における地域機関、他ドナー、NGO等の類似プロジェクトの有無、将来計画を確認し、本事業との役割分担と重複の回避を図る。特に以下の2つの計画を確認すること。

①「旱魃管理計画（Plan de Gestión de Sequía）」（2016）：同計画の中で提言されているもののうち先方政府や他ドナーによる達成状況を確認し、重複を回避する。



②「統合水資源管理（IWRM）」：IDB は、EPSAS が作成する「旱魃管理計画」の改訂支援や、エルアルト市及び周辺地域において「統合水資源管理（IWRM）」に関する技術協力（日本信託基金）を実施している。同技術協力のコンポーネントには、「気候変動適応に向けたモニタリング・研究・知識管理強化」が含まれており、本事業でモニタリング予定の帯水層も重点的なモニタリング対象と分析されている。本事業との親和性が高いものと考えられるため、既存資料の確認などを行うこと。

③「ラパス都市圏飲料水・衛生・雨水排水マスタープラン更新

（Actualización del Plan Maestro Metropolitano de agua potable, saneamiento y drenaje pluvial del área metropolitana de La Paz）」：スペイン国際協力機構（AECID）は、本事業対象地を含むラパス都市圏の上下水マスタープランの更新を支援している。本マスタープランでは、プラプラ二帯水層についても重要なコンポーネントになるため、マスタープランとの整合性などを含めて、AECID に確認を行う。

4）水資源モニタリング体制の現状把握と適切な水資源モニタリング環境整備への検討

本事業では地下水位モニタリング用井戸や貯水池の水位モニタリング設備等、持続的な水資源管理に資する設備・機材の整備をスコープとして想定している。このため実施機関による水資源の持続的な管理・活用状況、課題等（地下水や貯水池などのモニタリング状況・今後のモニタリング計画等）を把握し、実施機関と協議した上で適切な水資源モニタリング環境に関する整備（地下水位モニタリング井戸の建設、未稼働の既存井戸を活用した地下水位モニタリング、貯水地（水源）の水位モニタリング設備（観測機材、遠隔監視装置）、操作棟（遠隔操作施設の必要仕様の設定や設置箇所））に向けてその必要性、優先度を含めて検討を行う。

5）新規井戸掘削（地下水位モニタリング用井戸含む）に係る調査及び既存井戸の現況調査と再活用に係る評価

本事業では人口増加に伴う、水需要に対応するため、必要に応じてスコープの中に新規井戸の掘削を含めることを検討している。そのため、第一次現地調査においては、既存資料の収集・整理に加え、既存井戸を活用した調査や地形・地質にかかる調査等を実施し、想定される事業対象サイト内における地下水の分布やポテンシャルを把握し、井戸掘削候補地を選定する。現時点では新規井戸の土地はエルアルト市役所が公共施設用地として指定している

土地を活用する方針であるため、選定した候補地については EPSAS 及びエルアルト市に確認を行った上で、第二次現地調査での試掘・揚水試験の実施に向けた手続きを実施する。加えて、本事業では既存井戸のリハビリ及び地下水モニタリング用井戸の新設・改修が想定されている。既存井戸のリハビリについては、新規井戸の掘削と同じく、給水量の安定化が必要なことからスコープとして検討している。このため、第一次現地調査では既存井戸を活用した地下水に関する調査の実施にあわせて既存井戸の現況調査を行い、井戸洗浄等の措置による機能回復の可否を評価するとともに対応策を検討する。その際に現在未稼働の既存井戸については、地下水モニタリング用井戸としての活用可否についても検討する。既存井戸の再活用を検討する際には、接続先となる配水施設との距離や設備間の互換性についても確認し、接続の可否を検討する。

地下水モニタリング用井戸についてはプラプラ二帯水層に貯蔵される利用可能な水量に関するデータが不足しており、帯水層の管理改善に向けた意思決定が困難になっていることから、スコープとして検討している。先方が保持している既存のモニタリング用施設の有無・現況調査を行い、4)で記載した「水資源モニタリング体制の現状把握と適切な水資源モニタリング環境整備への検討」の結果も踏まえた上で、地下水モニタリング用井戸の掘削の要否及び本数・掘削地点・仕様等を検討する。

#### 6) 既存配水施設の現況調査及び改修妥当性の評価・検討（既存配水施設に接続される既設井戸、変電設備を含む）

本事業では、過去に無償資金協力「ラパス市エルアルト地区地下水開発計画」（1988 年）を通じて整備された既存配水施設の老朽化が進んでいるため、その更新を行うことも想定されている。同配水施設は供与開始から相当年数が経過しており、老朽化が進んでいるが、主要構造物の更新は行わず、必要に応じて送水ポンプや変圧設備、送配水管などの設備を更新することを想定している。第1回現地調査ではこの既存配水施設及び配水管を対象として、おおよその老朽化状況及び耐用年数超過の状況を確認し、施設・設備の更新による配水施設の機能回復可否について調査を行う。その際に主要構造物が使用に耐えない場合には対応策を提案する。また、既存配水施設内に設置されている変電施設については、電力供給会社による受電方式の変更に伴い、停電リスクの増加及び電力コストの上昇が懸念されていることから、現状の設備状況、運用状況及び課題を調査すること。その上で、施設の安定運営及び運営コスト低減の観点から、必要な設備更新、改修又はその他の対応

策を検討するとともに、本事業において協力可能な支援内容及び実施方針を調査にて提案すること。既存配水施設に接続される井戸については手動操作で行われており、適切なタイミングでの起動・停止が困難なため、効率的に水供給を行えていない。このため、本事業では、給水の自動化や遠隔操作の導入も想定されており、既存配水施設に接続される既設井戸にて自動化や遠隔操作の整備可否についても確認する。また、実施機関が作成した報告書によると既存配水施設のスペアパーツの調達に苦慮しているとの記載があり、その原因についても詳しく確認し、持続可能な施設運営に資する対応策を検討すること。加えて、本事業において効果指標として設定されている「単位生産量あたりの電力消費量の目標値」についても設定の適否を見極め、必要に応じて別の指標の設定の可能性についても第一次現地調査にて確認し、検討する。

#### 7) 免税情報の整理について

ボリビア国における免税情報を整理する。前例ではボリビア国内での調達は還付となり、その還付に時間がかかるという情報があるため、情報整理と税還付を確保するための必要な手順と方法を確認する。また、ボリビア国外からの輸入に関しては免税となり、免税となる税の種類及び免税を確保するための必要な手順と方法を確認する。この点に関しては、JICA ボリビア事務所と緊密に情報共有し、連携すること。

#### ➤ 第二次現地調査

第一次現地調査を踏まえて、概略設計を実施するが第一次現地調査で絞り込みを行ったスコープを対象とする。そのため、第二次現地調査の内容は第一次現地調査の結果によって変更となる可能性がある。

#### ➤ 第二次現地調査内容

- 1) 事業内容の計画策定
- 2) 事業及び協力対象事業の概略事業費の積算
- 3) 協力対象事業実施にあたっての留意事項
- 4) 詳細設計実施に向けた留意事項の整理
- 5) 本邦企業の技術・製品の適用可能性検討
- 6) 本事業において活用可能な本邦企業の技術・製品について、その適用可能性を調査・検討する。
- 7) 想定される事業リスクの検討

- 8) 事業の評価
- 9) 準備調査報告書（案）の作成

#### 第二次現地調査における重要な調査項目

1) 第一次現地調査及び第一次国内解析に基づく追加調査および概略設計について

第一次現地調査及び第一次国内解析にて、絞り込まれた協力内容に関して、必要な追加調査と概略設計を実施する。

#### 2) サイト状況調査

第二次現地調査では、第一次現地調査で確認したサイト状況（既存配水施設・設備や新規井戸掘削予定地等）に対し、概略設計のための追加情報の収集や、事業実施にかかる必要な許認可体制の確認を行うと共に、自然・社会状況の変化の有無を確認する。その際に変化が確認された際は対応策を検討する。なお、概略設計の実施に当たっては、共通仕様書に定められる所定の精度で業務を行うための体制の確保を行うことを必須とする。

#### 3) 自然条件調査

第二次現地調査では以下の自然条件調査を実施する。地下水に関する調査に関しては第一次現地調査の結果次第では実施しない可能性がある。また以下に記載する揚水試験及び地下水位確認は、可能な限り地下水位が低下する乾季終盤又は渇水影響を把握できる時期のデータを取得・活用する。現地調査期間中に当該時期の実測が困難な場合には、EPSAS が保有する既存の地下水位・揚水量データ、降雨量データ、過去の渇水時記録を用いて、乾季・渇水時の地下水利用可能性を評価する。

- ・気象・水文調査
- ・地下水に関する調査（水理地質／物理探査、試掘、揚水試験（既存井戸含む）、水質検査等）
- ・測量（地形、路線、平面、ほか）
- ・地質・地盤調査（井戸の建屋、操作棟 水槽などに関連して）
- ・災害調査（河川の氾濫、豪雨、地震、活断層、洪水、土砂災害、地滑り、落雷）
- ・地籍調査

#### 4) 既存配水施設のりハビリりに係る計画立案

第一次現地調査の６）の結果を踏まえ、本事業で導入する施設・機材及びシステムの計画立案を行う。

その際に既存機材との互換性については必ず、確認すること。

#### ５）運営・維持管理体制

実施機関（EPSAS）の組織体制、技術力、運営維持管理能力及び財務状況について調査を行う。具体的には、既存施設の運用実績、維持管理体制、技術者の配置状況、財務状況（主な収益及び費用内訳、更新積立の有無等）、設備維持に係る費用負担能力等を確認する。

#### ６）先方負担事項の整理と調整

本事業にて新規井戸掘削を行う場合、新規給水管の設置など管路網工事に係る部分については先方負担事項とすることを想定している。そのため第二次現地調査では先方政府と協議を行った上で上記負担事項を含む先方負担事項の内容の整理や履行計画について確認し、合意を行う。

#### ７）ソフトコンポーネントの計画立案

本事業ではソフトコンポーネントとして、施設及び調達機材の維持管理に係る技術指導等（本邦業者による施設・機材の初期操作指導や維持管理方法の説明等除く）を実施する想定である。第一次、第二次現地調査にて実施機関の既存施設の運用実績、維持管理体制、技術者の配置状況、財務状況、設備維持能力等を確認し、本事業の持続的な効果発現に必要な内容のソフトコンポーネントの計画を立案する。なお、ソフトコンポーネント・ガイドラインに記載の通り、ソフトコンポーネントの目的は、①プロジェクト（特に相手側実施事業）が円滑に立ち上がることを 目的とするものと、②協力成果の持続性を最低限確保することを目的とするものに限定される。そのため、長期的な技術支援ではなく、あくまで協力成果の持続的な発現に向けた、初期的な最低限の投入であることに留意すること。

#### ８）本邦企業の技術・製品の適用可能性検討

本事業において活用可能な本邦企業の技術・製品について、その導入のために必要なコストや効果も踏まえた適用可能性を調査・検討する。

#### ９）要請書の取り付け

本件については要請書が未作成である。ボリビア側と協力内容についての合

意を形成し正式要請書を取り付けるスケジュールを確定する。以下は調書①に記載されている協力内容であり、この中からコンポーネントを絞り込み、要請書を取り付ける。

- 以下の段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、関係者と議論して内容を検討する。
  - 1) 初回現地調査派遣前  
既存資料等の分析を踏まえ、現地調査の計画等につき「インセプション・レポート」に取りまとめ、方針を検討する。
  - 2) 概略設計協議前の現地調査帰国時  
現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を検討する。
  - 3) 概略設計協議に関する現地派遣前
    - 計画の内容を取りまとめた「協力準備調査報告書（案）」に基づき計画内容を検討する。

#### (4) 発注者への事前説明

- 説明資料等の中間的な成果を含む本業務の成果について相手国政府・実施機関に提示する場合には、発注者に事前に説明し、その内容についてすり合わせること。
- 相手国政府・実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受けること。
- 発注者と打合せ後、受注者は対応方針等を取りまとめ、発注者の確認を取ること（必要に応じて打合簿を作成すること）。

#### (5) 関連調査等から得られる情報のレビュー及び活用

- 既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、既存データでは十分な情報が得られない際に、必要な調査業務を行い、情報を確保すること。
- 業務に先立って以下に列挙する先行調査・既存事業が実施されているところ、かかる調査・事業から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な調査を行うこと。
- 先行調査・既存事業一覧は以下のとおり。

- 1) 基礎調査” ESTUDIO DE RECOPIACIÓN DE INFORMACIÓN Y ANÁLISIS DEL ABASTECIMIENTO DE AGUA POTABLE EN ALGUNAS CIUDADES DE BOLIVIA” (2025

年)

- 2) 「ラパス市エルアルト地区地下水開発計画」(1988 年 EN 締結)
- 3) 「氷河減少に対する水資源管理適応策モデルの開発プロジェクト」(2010 年～2015 年)
- 4) 「気候変動に適応した地下水管理アドバイザー」(2022 年～2024 年)
- 5) 「Actualización del Plan Maestro Metropolitano de agua potable, saneamiento y drenaje pluvial del área metropolitana de La Paz」(AECID により更新作業実施)上記も含めて類似事業の設計及び施工時の課題、問題点、及び解決方法等について確認し、調査の効率化に努める。
- 6) 「コチャバンバ県統合水資源管理実践能力強化プロジェクト」(2025 年～2029 年)」
- 7) 「旱魃管理計画 (Plan de Gestión de Sequía)」EPSAS、旧環境・水省、米州開発銀行 (IDB) が策定 (2016 年)
- 8) 「カタリ川流域におけるレジリエンスを重視した能力強化および投資前調査を支援するための技術協力 (Cooperación Técnica para el Apoyo al fortalecimiento)」IDB により実施 (2023 年～2027 年)
- 9) 上述の事業も含めた類似事業の教訓も踏まえて、事業完了後の実施体制について検討すること。

#### (6) 本業務における地理的な対象範囲

☒ 本業務における自然条件調査・社会条件調査・事業実施スケジュール・環境社会配慮等の検討においては、事業対象となる構造物等を建設・設置する場所のみならず、本事業を実施するに当たって必要かつ実施機関等相手国側により提供されるべき用地についても考慮に含まれることに留意すること。環境社会配慮については、建設用地・相手国側から提供される用地のみならず、事業による環境社会影響が及ぶ地域も調査対象となることに留意すること。

- 1) 新規井戸掘削での地理的な対象範囲
- 2) 井戸本体の敷地、掘削工事ヤード、アクセス道路、排水・掘削泥水処理ヤード
- 3) 既存配水施設及び操作棟建設での地理的な対象範囲、操作棟本体敷地及び基礎工事範囲、仮設ヤード、排水エリア
- 4) 既存井戸のリハビリテーションでの地理的な既存井戸周辺の作業スペース、試験用水・洗浄廃水の放流先

#### (7) 環境社会配慮

- 本プロジェクトは、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2022 年 1

月) (以下、「JICA 環境社会ガイドライン」という) 上、環境への望ましくない影響は限定的であると判断されるため、カテゴリ B に分類されている。

- 初期環境調査報告書(相手国法に基づき求められる場合は環境アセスメント報告書)案、住民移転計画案の作成支援に係る検討を行う。

(8) 調達方式の検討方針(現地企業活用型による実施の場合)

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

(9) クラスター事業戦略での本件の位置づけ

☒ 本業務はクラスター事業では以下の点に留意する。

- 本事業は、発注者の進める「JICA グローバルアジェンダ(課題別事業戦略)<sup>3</sup>のクラスター事業戦略①「地域の水問題を解決する実践的統合水資源管理」、②「水道事業体成長支援」に位置づけられる。本事業のインパクトの最大化のため、相手国内および周辺国における発注者の実施する既存事業との具体的な連携の可能性を追求すること。また、それら既存事業や関連調査の情報を最大限活用し、効果的な調査を実施する。想定する既存事業・関連調査は以下のとおり。

- 1) 「ラパス市エルアルト地区地下水開発計画」(1988 年 EN 締結)
- 2) 「氷河減少に対する水資源管理適応策モデルの開発」(2010 年～2015 年)
- 3) 「気候変動に適応した地下水管理アドバイザー」(2022 年～2024 年)
- 4) 「ESTUDIO DE RECOPIACIÓN DE INFORMACIÓN Y ANÁLISIS DEL ABASTECIMIENTO DE AGUA POTABLE EN ALGUNAS CIUDADES DE BOLIVIA」基礎調査(2025 年)
- 5) 「コチャバンバ県統合水資源管理実践能力強化プロジェクト」(2025 年～2029 年)」

(10) 発注者の既存事業との連携可能性の検討

☒ 本事業の効果的な実施のため、相手国内における発注者の実施する既存事業(有償資金協力事業、無償資金協力事業、技術協力事業、民間連携事業等)との具体的な連携の可能性(共同での研修やセミナーの実施、共同研究等)を追求すること。

- 想定する既往案件を以下に列挙する。

- 1) 「コチャバンバ県統合水資源管理実践能力強化プロジェクト」(2025 年～2029 年)」

<sup>3</sup>保健医療、紛争、気候変動等、複雑化する開発課題に挑むため、20 の「JICA グローバル・アジェンダ(課題別事業戦略)」を設定し、中でも重点的に取り組む事業のまとまりを「クラスター事業戦略」として、取り組みを強化しています。



### (1 1) 相手国関係機関の調整

☑本事業の効果的な実施のため、以下の対応を行う。

- 協力準備調査では他ドナーの実施する協力を確認し、開発効果向上のため整合するよう協力内容を検討すること。現時点で発注者が本案件との整合が必要であると想定する他ドナーの実施する協力は以下であるが、特に EPSAS、旧環境・水省、米州開発銀行（IDB）が策定した「旱魃管理計画（Plan de Gestión de Sequía）」（2016）では EPSAS が同計画に沿って対策を進めているものの本事業対象地では対策が追い付いていない。本事業では実施機関の同計画の達成状況を確認し、二重投資とならない用に実施機関と調整し、合意形成を得る。
- 「Actualización del Plan Maestro Metropolitano de agua potable, saneamiento y drenaje pluvial del área metropolitana de La Paz」（AECID により更新作業実施）
- 「カタリ川流域におけるレジリエンスを重視した能力強化および投資前調査を支援するための技術協力（Cooperación Técnica para el Apoyo al fortalecimiento）」IDB により実施（2023 年～2027 年）

## 第4条 業務の内容

### (1) 業務計画書の作成

- 要請書及び関連資料の内容を調査した上で、業務全体の方針・方法及び作業計画を検討し、共通仕様書第6条に従い、業務計画書を作成する。
- 業務計画書を発注者に提出して承諾を得る。

### (2) インセプション・レポートの作成・説明

- 業務計画書の内容を踏まえて、インセプション・レポート（質問票含む）を作成する。
- 現地調査の冒頭に、発注者側からの調査団員と協力し、相手国政府・実施機関等にインセプション・レポートの内容を説明する。

### (3) 事業の背景・経緯・目的・内容等の整理

- 本事業の背景や必要性を整理するために必要な情報収集、分析を行う。
  - 1) 相手国の開発計画、当該セクターの上位計画・関連政策等の上位計画における本事業の位置づけ等
  - 2) 本事業に関連する我が国及び他ドナーや国際開発援助機関の援助動向、事業内容及び教訓等

#### (4) 自然条件調査

☒概略設計・施工計画・積算について必要な精度を確保し、また事業により新設・拡張・附帯される施設・設備が周囲の自然に及ぼす影響を適切に予測し、その影響を回避／最小化しうる設計・施工を検討するため、以下に示す自然条件調査を行う。

- 気象・水文調査
- 地下水に関する調査（水理地質、物理探査、試掘、揚水試験（既存井戸含む）、水質検査等）
- 測量（地形、路線、平面、ほか）
- 地質・地盤調査（井戸の建屋、操作棟 水槽などに関連して）
- 災害調査（河川の氾濫、豪雨、地震、活断層、洪水、土砂災害、地滑り、落雷）
- 地籍調査

#### (5) サイト状況調査

☒設計・施工計画、あるいは設置・維持管理計画の検討に必要な条件を把握するため、対象サイトの周辺状況に関する調査を行う（資機材の整備状況に関する調査を行う）

- 既存配水施設（既存配水施設に接続される既設井戸、変圧設備を含む） ・ 機材状況調査  
既存施設・機材の利用・稼動状況、破損・故障の規模、維持管理体制、運用状況、機能回復可否の検討
- 設置予定場所状況の調査  
設置予定場所の広さ、機材配置、空調、電力（停電対策含む）等
- 支障物件  
建設用地内及び工事影響範囲にある上下水道、電気、電話回線、ガス、下水道等
- 地形・地質測量

#### (6) 環境社会配慮にかかる調査

☒本業務では以下の対応を行う。

##### ①初期環境調査

(ア)「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（以下、「JICA 環境社会ガイドライン」という）に基づき、初期環境調査（Initial Environmental Examination）として、環境社会配慮面も含めた代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書

の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2025 年 9 月）」に基づくこととする。また、相手国等（関係官庁・機関）と協議の上、調査結果を整理する形で、「JICA 環境社会ガイドライン」＜参考資料＞の環境チェックリスト案を作成する。

（イ）環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。

ア）相手国の環境社会配慮制度・組織の確認

（a）環境社会配慮（環境アセスメント、情報公開、労働環境（労働安全、労働者の権利を含む）等）に関連する法令や基準等

（b）「JICA 環境社会ガイドライン」との乖離及びその解消方法

（c）関係機関の役割

イ）スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること）の実施

ウ）ベースラインとなる環境社会の状況の確認（汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得、労働環境（労働者の権利を含む）等を含む社会経済社会状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合（例えばデータが古く、現況を示さない場合等。一般的には環境面は 5 年、社会面は 3 年程度）、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。）

エ）影響の予測

オ）影響の評価及び代替案の比較検討

カ）緩和策（回避・最小化・軽減・緩和・代償）の検討

キ）環境管理計画案・モニタリング計画案（実施体制、方法、費用、モニタリングフォームなど）の作成

ク）予算、財源、実施体制の明確化

ケ）ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。「JICA 環境社会ガイドライン」別紙 5 を参照のこと。）

コ）プロジェクトから直接排出される温室効果ガス排出量が年間 25,000CO<sub>2</sub> 換算トン以上の場合供用段階における排出量推計

（ウ）相手国法制度上、環境アセスメント報告書（又は IEE 報告書）の作成が求められる場合は、上記の調査結果に基づき環境アセスメント報告書案（又は IEE 報告書案）を作成する。

## ②住民移転計画（用地取得・住民移転が発生する場合）

(ア) 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(以下、「JICA 環境社会ガイドライン」という)、世界銀行 ESS 5 及び相手国政府の住民移転計画に関するガイドラインに基づき、住民移転計画案の作成を行う。住民移転計画案には、世界銀行 ESS 5 Annex 1 に記載ある内容及び以下ア)～サ)を含めることとする。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 ESS 5 の Guidance Note for Borrowers や世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、作成に際し、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領(2025 年 9 月)」を参考にする。本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、「JICA 環境社会ガイドライン」と乖離がある場合、その解消策を提案する。なお、本業務については、現地の事情に精通していることが必須であるため現地再委託や現地傭人にて実施することを認める。

ア) 住民移転に係る法的枠組みの分析

(a) 用地取得や住民移転に係る相手国等の法制度と「JICA 環境社会ガイドライン」の乖離を分析し、その乖離を埋めるために必要な対応策を提案する。特に、補償や生活再建対策の受給権者要件、補償基準の公開、補償金の算定方法、合意される個別補償内容の文書化や対象者への説明方法、補償金の支払い時期、生活再建対策、苦情処理メカニズムに関する乖離については必ず確認する。

イ) 住民移転の必要性の記載

(a) 事業概要、事業対象地、用地取得・住民移転(所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む)・樹木や作物の伐採等が生じる事業コンポーネントを記載する。また、用地取得及び住民移転を回避・最小化させるための代替案を記載する。住民移転について、地籍図を基に正規・非正規別の移転規模、移転完了時期、実施機関の責任・役割を整理する。

ウ) 社会経済調査(人口センサス調査、地籍・財産・用地調査、家計・生活調査)の実施

(a) 人口センサス調査は、事業による用地取得・住民移転等の対象者を対象に実施し、補償・生活再建対策の受給権者(地主、賃借人、商売人、店舗従業員、非正規占有者を含む)数を確認する。なお、調査開始日にカットオフデートが宣言され、カットオフデート後に流入した住民に対しては補償・生活再建対策の受給権は付与されないものとする。移転先地を提供する場合には、移転住民の移転先地に対する意向調査も併せて行う。

(b) 地籍・財産・用地調査は、事業対象地の全占有者が所有する資産を対象に実施し、物理的、経済的に影響を受ける資産項目及びその数量、正規・非正規の別を確認する。人口センサス調査と同時に実施することが望ましい。

(c) 家計・生活調査は、事業対象地の占有者の最低 20%を対象に実施し、受給権者世帯の標準的特徴、生計・生活水準に関する基礎データ、社会的弱者（特に貧困ライン以下の住民、土地を所有していない住民、高齢者、女性、子ども、先住民族、少数民族、障害者、マイノリティ、その他当該国の土地収用法でカバーされていない人々を指す）に係る情報を整理する。

#### エ) 損失資産の補償、生活再建対策の立案

(a) 損失資産の補償、生活再建対策の受給権者要件（地主、小作人、賃借人、商売人、店舗従業員、非正規占有者を含む）を特定する。

(b) 土地ベースで生計を立てている受給権者の場合は、金銭補償ではなく、同立地、同生産性を有する代替地の提供を優先し、提供できない場合はその理由を記載する。

(c) 損失のタイプ、損失の程度、補償・支援の受給権資格者、受給補償内容、責任機関等その他を記載した補償の枠組みを整理したエンタイトルメント・マトリックスを作成する。

(d) ESS 5 で定義される再取得価格に基づく損失資産の補償手続き及びその手続きに責任を有する機関について記載する。補償手続きの検討にあたっては、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定を目的とした再取得価格調査を必ず実施し、再取得価格と相手国等の法制度に基づく補償水準に乖離があるかを確認する。仮に乖離が確認された場合は、乖離を埋めるために必要な補償金の補填手続き及び責任機関を検討する。なお、物理的な移転を伴う受給権者に対しては、転居費用も併せて提供する。

(e) 生活・生計への影響については、移転前と比べ、受給権者の生計及び生活水準が改善、少なくとも回復させるための生活再建対策を策定する。生活再建対策は、損失資産補償補填、雇用提供、給与補填、信用供与、職業訓練等の形態をとりえる。ただし、技術的、経済的に実行可能で有ることに加え、受給権者と協議の上で作成される必要がある。

#### オ) 移転先地整備計画の作成（事業の中で移転先地を整備する場合）

(a) 必要に応じて取得される土地に比べ潜在的に生産性や立地に優位性がある移転先地を地籍図・土地利用計画図等を基に選定し、住宅や社会基盤（上下水道、区画道路等）の整備計画、社会サービス（学校、医療等）提供計画を作成する。移転先地の選定にあたっては同立地の災害リスクを勘案する。また、移転先地整備に伴う環境アセスメント、緩和策、環境管理計画を作成

する。

カ) 苦情処理メカニズムの検討

(a) 事業対象地にある既存の苦情処理メカニズムを活用すべきか、新たに苦情処理メカニズムを構築すべきかについて、容易さ、利便性、信頼性等の観点から比較検討する。選定された苦情処理メカニズムに関し、手続きを担う組織の権限、組織の構成メンバー、苦情の申立方法、処理手順、処理期限、周知方法等を記載する。

キ) 実施体制の検討

(a) 住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等）を特定し、各機関の責務（機関の役割、組織図、部署の役割、スタッフの役割、採用基準、人件費を含む経費等）を記載する。

(b) 住民移転に責任を有する各機関の組織能力評価を行い、不十分な場合は能力強化策を提案する。原則として整備した移転地の引き渡し後、地方自治体が移転地のインフラや電気・ガス・水道・通信等のメンテナンスの責任を持って行うことについて、実施機関、自治体等から承諾を得る。

ク) 実施スケジュールの検討

(a) 補償金や転居に必要な支援（転居費用等）を提供し終え、移転先地のインフラ整備や社会サービス（学校、医療等）の提供準備が整った段階で、物理的な移転を開始するスケジュールとする。

ケ) 費用と財源の検討

(a) 補償費、移転先整備費、生活再建対策費、事務費等の住民移転に必要な費用を項目別に概算し、全体の支出スケジュールを作成する。補償費は、再取得価格調査を実施した上で、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定結果に基づき概算する。相手国等の用地取得、住民移転に係る法制度に基づかない費用を確保する必要がある場合は、その財源の確保方法についても検討する。

コ) モニタリング・事業終了評価方法の検討

(a) 実施機関による内部モニタリング体制を検討し、住民移転の進捗監理のために必要なモニタリングフォームを作成する。なお、モニタリングフォームには、住民移転に係るインプット、アウトプット、アウトカム指標を含める。

(b) 独立機関による外部モニタリング体制を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。

(c) 住民移転が計画どおり実施されたか確認するために必要な事業終了評価方法を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。

## サ) 住民参加の確保

(a) 社会的弱者（女性、子ども、高齢者、貧困層、先住民族、障害者、難民・国内避難民、マイノリティなど社会的に脆弱なグループを含む）や移転先住民族にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。なお、住民協議等に必要な費用は再委託費等を含むこととする。

(イ) 住民移転計画案に基づき、協力準備調査報告書内の環境社会配慮該当箇所を作成する。

## (7) ジェンダー視点に立った調査・計画

本業務では以下の対応を行う。

- 調査の実施に際しては、支援対象国・地域の社会（や世帯内）における、ジェンダー別による労働や力関係、役割分業の状況、ジェンダーに関連した制度・社会規範・慣習等を調べた上で、ジェンダーで異なるニーズや課題等を調査・分析し、抽出されたジェンダー課題やニーズに対する取り組みを事業内容に反映させる。また、実施機関におけるジェンダー主流化の状況や取り組みの可能性について調査し、実施機関におけるジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する取り組みを反映させる。
- 具体的な検討に際してのステップは以下のとおり。  
事業内容に反映するためのステップ
  - 1) 社会・ジェンダー分析を行う。
  - 2) 事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定する。
  - 3) ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討する。
  - 4) ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する。
- 調査項目として下記を含める。

- 1) 実施機関や工事関係者のジェンダーバランスを確認する。
- 2) 本案件に係るジェンダー課題、対応する取組案及び指標案を策定・確認する。

(8) 障害配慮に関する検討・計画

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 本事業の実施において、障害等に配慮したアクセシビリティの確保や、障害を理由とした差別や排除がなされないような設計・運用に関する提案を行う。
- 実施機関と議論を行い、事業計画内に障害等への配慮する対応を盛り込む。

(9) 気候変動対策案件・生物多様性保全案件としての検討

☒ 「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（緩和策）」を参考に、本事業の温室効果ガス総排出量の推計を行う。なお、「第4条 業務の内容

（6）環境社会配慮」における温室効果ガス総排出量推計条件に該当しない場合は、プロジェクト総排出量を報告書に記載せず、Climate-FITを用いた推計結果を別途 JICA に提出する。なお、推計を行った際には、推計に使用した計算シート（Microsoft Excel の電子データ）を発注者に提出すること。

☒ 事業計画に当たって、気候変動対策（緩和・適応）に資する活動を事業計画に組み込むことを検討する。

☒ 本事業は事業実施により気候変動対策事業（緩和）に資する可能性があることから、「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（緩和策）」等を参考に、本事業を通じた緩和効果（温室効果ガス排出削減・吸収量）の推計を行う。なお、推計を行った際には、推計に使用した計算シート（Microsoft Excel の電子データ）を発注者に提出すること。

- 具体的には、省エネルギー分野の「7. 機器・設備のエネルギー効率化」、「22. 無収水削減対策」の記載を参考に、推計を行い、エネルギー効率化の推定を行う。

☒ 「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（適応策）」の該当箇所等を参考に、本事業における気候変動リスク評価（気候変動により発生する影響・リスクの評価）を実施し、適応策（気候リスクの回避・低減策等）の特定、事業計画に当たっての適応策の事業への組み込みの検討・提案及び裨益人口（適応案件の受益者数）の推定を行う。なお、気候変動リスク評価に使用した根拠資料（リスクツリーや裨益人口算出の考え方等）を発注者に提出すること。



- 具体的には、水資源分野：水道を参照し、曝露・脆弱性・気候リスク等を評価した上での適応策の提案、また裨益人口の推定を行う。
- ☒ 生物多様性の主流化に資する対応策を可能な範囲で行う。

(10) JICA サステナビリティ方針を踏まえたパリ協定整合（特に脱炭素化）に関する検討

- ☒ 本業務では当該項目は適用しない。

(11) 調達事情調査

- 本事業実施に必要な資機材（鉄筋、骨材、コンクリート、アスファルト、建設機材等）・労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）を調査する。
  - ① 現地国内及び第三国における輸送状況の調査
  - ② スペアパーツの入手方法、アフターサービス体制の最新調達事情の調査
  - ③ 第三国調達の可能性の検討
  - ④ 上記を踏まえた調達方針及び調達計画の策定

(12) 施設、設備、機材計画調査

- 既存施設や機材の種類・仕様・数量、使用・稼働状況、破損・故障の規模、維持管理体制、運用状況、今後の整備計画等を調査し、適切な事業規模・対象サイトの選定に必要な検討を実施する。
- 検討結果を施設計画、機材・資材調達計画に反映する。日本製の機材を活用することが品質確保やライフサイクルコスト等の観点から望ましい場合は、積極的に活用することを検討する。

(13) 基本計画／概略設計図の作成

- 各種調査に基づき、本事業の基本計画を作成する。基本計画の整理、確定にあたっては、その検討内容や最終判断の理由等を整理する。
- 基本計画に基づいた概略設計図を作成する。概略設計図には、施設／構造物全体の平面図／縦断図／標準断面図の図面を含める。

(14) 施工計画の立案

- ☒ 以下の施工計画について検討・作成する。

- 施工方針
- 施工上の留意事項

- 施工区分（相手国負担工事との区分）
- 品質管理計画
- 資機材調達計画
- 仮設計画（必要に応じて）
- 実施工程
- 資材ヤード・建設ヤード等の用地候補に係る検討
- 施工期間中の通行の確保・交通安全等への配慮
- 施工監理計画

1) 本事業の施工監理計画についても、概略設計と施工計画を踏まえ、コンサルタントが行う施工監理の方針、体制、方法を検討し、取りまとめる。

#### （15）事業の維持管理計画の立案

- ESPAS が運営及び維持管理を行う想定である。EPSAS にはこれまで無償資金協力「ラパス市エルアルト地区地下水開発計画」（1988 年）等において協力をしているが、調達された機材は適切に使用されており、運営・維持管理を行う上で技術面からの問題は特段認められない。一方で、本事業内容として、モニタリング用井戸、貯水池の水位モニタリング設備等、実施機関が維持管理経験の無いコンポーネントも検討されている。よって、下記事項について立案を求める。
  - 1) （16）で検討をするソフトコンポーネントを実施した後の維持管理について、人的リソース・技術力・財政状況などを調査したうえで、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。
  - 2) 維持管理業務の実施体制・方法及び事業の維持管理費・更新費用を検討する。
  - 3) 上記(ア)(イ)の検討にあたっては、IDB 及び AECID が策定する計画に留意し、相乗効果を図ること。

#### （16）技術支援計画の検討、計画策定

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 本事業で整備する施設／機材の運用維持管理を効率的に行うために必要となるソフトコンポーネント等の技術支援の必要性を精査し、調査方法・費用について協議する。検討に際しては「ソフトコンポーネント・ガイドライン」に基づき、ソフトコンポーネント計画書を作成し、発注者の承諾を得る。
- ソフトコンポーネント計画の内容について、概略設計時に相手国政府・実施

機関と概ね合意を得て議事録に記載する。

(17) 施工時の工事安全対策に関する検討

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 発注者から提供される「安全管理ガイダンス」も参考にしつつ、事業実施時に必要となる治安上の安全対策を検討し、案件別安全対策検討シート（案）を作成する。
- 施工時の工事安全対策に関する情報は発注者の現地事務所に蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点で同事務所とすり合わせし、相手国政府・実施機関等から入手あるいは照会が必要な情報について同事務所に相談する。また、現地調査終了時には必ず同事務所に報告を行う。
- 施工計画の策定に際して、安全管理ガイダンスの安全施工技術指針及び収集した相手国の工事安全／労働安全衛生に関する法律・基準に留意のうえ、最近の先行調査の事例も踏まえた上で必要な安全対策を検討し、概略設計に反映する。
- 上記安全対策の経費については、概略事業費の積算にあたって適切に計上する。

(18) 内部照査の実施

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

ただし、概略設計の実施に当たっては、共通仕様書に定められる所定の精度で業務を行うために必要な体制の確保を行う。

(19) 相手国負担事項の整理

- 我が国無償資金協力スキームを踏まえ、本事業で協力対象とする範囲と、予定されている相手国側負担事項との責任分担の考え方を現地調査時に相手国側実施機関へ明確に説明する。
- 相手国側負担事項<sup>4</sup>（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、道路ユーティリティ（支障物件）の移設、交通規制、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁、費用を明確にし、進捗管理表を作成して、その着実な実施を相手国政府・実施機関に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。
- 相手国側負担事項については、相手国側の実情を踏まえつつ実施可能なものとなるよう留意し、調査実施の早期の段階から相手国側及び発注者と十分に調

<sup>4</sup> これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国側 負担事項として贈与契約書に記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に、事業実施時の相手国負担事項の根拠ともなる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新されていくものである。

整を重ねた上で検討する。

- 「(15) 事業の維持管理計画の立案」にて検討する通り、事業実施段階だけでなく、完工後の維持管理体制・費用・予算確保の必要性についても整理する。

## (20) 免税情報の収集・整理

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 免税措置等に関し、当該事業実施において関係する主要税目<sup>5</sup>を対象に、それぞれの税の名称、税率、計算方法、根拠法等を調査する。特にボリビア国の場合、輸入の場合は免税方式であり、国内調達の場合は現地通貨での還付方式を採用している。免税に係る基礎情報の整理を行った上で本案件での業者への還付リスクを最小減とするための方策を検討する。

主要税目は、以下を含む。

- 1) 法人の利益・所得に課される税金（法人税等）
  - 2) 個人の所得に課される税金（個人所得税等）
  - 3) 付加価値税（VAT 等）
  - 4) 資機材の輸入に課される税金や諸費用
  - 5) その他当該事業実施において関係する主要税目
- 各税目について、受注企業が免税（事前免税、事後還付、実施機関負担等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その状況を詳しく調査する。
  - 過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、一般社団法人海外建設協会(OCAJI)等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。
  - 対象国の免税情報については、発注者が過去に取りまとめた免税情報シートがあるため、同シートをもとに調査の上、更新する。
  - 免税情報は発注者の現地事務所に蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で同事務所に照会し、同事務所が有する情報を入手し、情報のアップデートを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ず同事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、相手国政府・実施機関と面談した際の情報（面談相手、内容、連絡先等）も提出する。

## (21) 現地調査結果概要の作成・説明

- 概略設計協議前に行う現地調査後、10 日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にて説明する。

---

<sup>5</sup> 無償資金協力事業では免税が原則である。

## (22) 概略事業費の算出

- ① 我が国の無償資金協力の対象として計画する本事業の概略事業費を積算・設計にかかるガイドライン等を参照して積算する<sup>6</sup>。
- ② 積算の結果を「概算事業費積算内訳書」にとりまとめて発注者に提出する。
- ③ 概略事業費の算出にあたり、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

## (23) 想定される事業リスクの検討

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 事業実施中・実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。

1) 具体的には、自然条件（自然災害、自然条件の変化による設計変更等）、経済条件（物価高騰、為替等）、社会条件（治安等）等について、リスク・対応策を検討する。経済条件については、事前に事業スコープの優先度合について、短期的・長期的な課題や、他ドナーの計画等を踏まえて検討し、先方と協議し、事業目的なども考慮した上でスコープ削減案なども含めて確認する。

- 事業実施後に想定されるリスクの軽減策については、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

2) 具体的には、「(15) 事業の維持管理計画の立案」でも検討する通り、既存コンポーネントのリハビリだけでなく、モニタリング設備等、新規コンポーネントの導入も検討していることから、維持管理についても留意が必要である。

## (24) 事業の評価指標の検討

- 事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。
- 有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。設定の際は資金協力事業の開発課題別指標例を参照する。
- 事業効果測定に必要な指標に係る調査を行い、設定しているそれぞれの指標の現時点での基準値を収集する。

<sup>6</sup> 積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性を良く検討し、資料の欠落や誤植・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意する。

## (25) 事業概要の本邦企業への説明

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 概略設計協議前に、本事業への応札を検討する本邦企業<sup>7</sup>に対して事業実施に重要なポイント（事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情、積算の根拠とした工法や仮設、免税項目、相手国負担事業等）を説明する事業説明会<sup>8</sup>を発注者が開催するので、受注者は調査結果の説明を行う等、同説明会の実施を支援する。同説明会において企業から出た質問やコメントに対する対応を発注者と調整し、調査結果に反映させる。

## (26) 協力準備実施報告書（案）の作成

- 調査全体を通じ、その結果を協力準備調査報告書（案）として取り纏め、内容について発注者とすり合わせる。

## (27) 協力準備調査報告書（案）の説明

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 概略事業費を含めた協力準備調査報告書（案）の内容を相手国政府・実施機関等に説明する。
- 相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・検討する（特に維持管理体制の整備と必要な予算／財源の確保、環境社会配慮等）。
- 協力準備調査報告書は、調査完了後速やかに概略事業費の記載を除く内容を公表すること、本事業に関する業者契約認証後には概略事業費を含む全内容を公表することを、相手国政府・実施機関等に説明する。

## (28) 協力準備調査報告書の作成

- 相手国政府・実施機関等への協力準備調査報告書（案）の説明を踏まえ、協力準備調査報告書を完成させる。
- 本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として協力準備調査報告書（先行公開版）<sup>9</sup>も作成する。
- 本業務では完成予想図も含めて作成する。

<sup>7</sup> OCAJI 等の関連業界団体を含む

<sup>8</sup> 事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情、積算の根拠とした工法や仮設、免税項目、相手国負担事業等。

<sup>9</sup> 協力準備調査報告書には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。

## 第5条 成果品

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等及び数量（部数）は次表のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。最終成果品の提出期限は履行期間の末日とする。なお、数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、相手国実施機関との面談等に必要な部数は別途受注者が用意する。
- 本業務を通じて収集した資料および調査データは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは相手国実施機関等の第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

| 報告書名                                        | 提出時期           | 言語  | 形態    | 部数  |
|---------------------------------------------|----------------|-----|-------|-----|
| 業務計画書                                       | 契約締結後 10 営業日以内 | 日本語 | 電子データ |     |
| インセプション・レポート                                | 初回現地調査前        | 西語  | 電子データ |     |
| 現地調査結果概要                                    | 概略設計協議調査前      | 日本語 | 電子データ |     |
| 協力準備調査報告書（案）                                | 解析後            | 日本語 | 電子データ |     |
|                                             |                | 西語  | 電子データ |     |
| デジタル画像集                                     | 概略設計協議 調査後     | 日本語 | 電子データ |     |
| Project Completion Report <sup>10</sup> の初版 | 概略設計協議 調査後     | 英語  | 電子データ |     |
| 免税情報シート                                     | 概略設計協議 調査後     | 日本語 | 電子データ |     |
| 概要資料（案）                                     | 概略設計協議 調査後     | 日本語 | 電子データ |     |
| 協力準備調査報告書（先行公開版）                            | 契約履行期限末日       | 日本語 | CD-R  | 1 部 |
|                                             |                | 西語  | CD-R  | 1 部 |
| 協力準備調査報告書（最終成果品）                            | 契約履行期限末日       | 日本語 | CD-R  | 3 部 |
|                                             |                | 日本語 | 製本    | 3 部 |
|                                             |                | 西語  | CD-R  | 2 部 |
|                                             |                | 西語  | 製本    | 2 部 |

<sup>10</sup>Project Completion Report (PCR)

|                                      |                |        |       |  |
|--------------------------------------|----------------|--------|-------|--|
| 概略事業費積算内訳書<br>(最終成果品)                | 契約履行期限末日       | 日本語    | 電子データ |  |
| 機材仕様書<br>(最終成果品)                     | 契約履行期限末日       | 日本語    | 電子データ |  |
|                                      |                | 西語     | 電子データ |  |
| 調査データ                                | 契約履行期限末日       | 作成言語   | 電子データ |  |
| 環境チェックリスト（調査方針）                      | 初回現地調査前        | 日本語    | 電子データ |  |
| 環境チェックリスト（設計方針会議用）                   | 第二回現地調査から一ヶ月以内 | 日本語    | 電子データ |  |
| 初期環境調査報告書／環境アセスメント案／住民移転計画案          | 第二次現地調査から一ヶ月以内 | 英語／西語  | 電子データ |  |
| ドラフト・ファイナル・レポート（協力準備調査報告書内の環境社会配慮部分） | 第二次現地調査から二か月以内 | 日本語／英語 | 電子データ |  |

記載内容は以下のとおり。

（１）業務計画書

- 共通仕様書第６条に記された内容

（２）インセプション・レポート・現地調査結果概要・協力準備調査報告書（案）、概略事業費積算内訳書、デジタル画像集、免税情報シート、協力準備調査報告書

- 「無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン」に示された内容

（３）概略事業費積算内訳書・機材仕様書

- 設計・積算にかかるガイドライン等 に示された内容

（４）Project Completion Report の初版

- 以下のリンクに記載されている PCR 様式に基づき、プロジェクト開始時点の情報として記入できる当初想定部分（各項目の Original 部分含む）の記入

[Project Completion Report \(PCR\) | 事業について - JICA](#)



(5)すべての報告書に共通した、位置情報<sup>11</sup>に含まれるデータは、KML もしくは GeoJSON 形式。

- ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。
- Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを含めたもの。

(6) 環境チェックリスト（調査方針）

記載内容：第4条（5）「環境社会配慮に係る調査」①「初期環境調査」②「住民移転計画」の暫定結果を環境チェックリストの様式を用いて要約すること。

(7) 環境チェックリスト（設計方針会議用）

記載内容：第4条（5）「環境社会配慮に係る調査」①「初期環境調査」②「住民移転計画」の暫定結果を環境チェックリストの様式を用いて要約すること。

(8) 初期環境調査報告書/環境アセスメント案/住民移転計画案

記載内容：調査結果の全体成果（環境チェックリスト案による要約を含む）

(9) ドラフト・ファイナル・レポート（環境社会配慮部分）

記載内容：調査結果の全体成果（環境チェックリスト案による要約を含む）

## 第6条 再委託

☒ 本業務では、以下の業務について、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。なお第一次現地調査の結果、調査範囲の増減が発生する場合は、契約変更による調整を検討する。

|   | 項目         | 仕様                                  | 数量 | 見積の取扱い |
|---|------------|-------------------------------------|----|--------|
| 1 | 地下水・物理探査   | 井戸掘削予定地、給水先<br>平板測量、縦横断測量、電気探査<br>等 | 一式 | 定額計上   |
| 2 | 試掘・揚水・水質調査 | 孔内検層、揚水試験、水質検査等                     | 一式 | 定額計上   |
| 3 | 地形測量       | 空中写真判読、地形・水理地質踏                     | 一式 | 定額計上   |

<sup>11</sup> 位置情報の取得は可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。

|   |              |                               |    |      |
|---|--------------|-------------------------------|----|------|
|   |              | 査、平面測量等                       |    |      |
| 4 | 社会調査・既存水源調査  | 水需要に係る社会調査、既存施設、既存井戸の現況調査・評価等 | 一式 | 定額計上 |
| 5 | 環境社会配慮に関する調査 | 環境社会の状況確認・相手国の環境社会配慮制度・組織の確認等 | 一式 | 定額計上 |

## 第7条 機材の調達

☑本業務では、以下の対応を行う。

- 業務遂行上必要な機材については、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に則り適切な調達及び管理等を行う。
- 本邦から携行する受注者の所有機材のうち、受注者が本邦に持ち帰らない機材であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、受注者が必要な手続きを行う。

## 第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

## 事業概要書

**1. 基本情報**

- (1) 国名：ボリビア多民族国（以下、「ボリビア」という。）
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：ラパス県エルアルト市（88.5 万人）、
- (3) 案件名：ラパス大都市圏における地下水給水施設改善計画（The Project for the Improvement of Water Supply Facilities Utilizing Groundwater in La Paz Metropolitan Area）
- (4) 事業の要約：ラパス大都市圏のエルアルト市において配水設備の更新や井戸・関連機材の整備を行うもの。

**2. 事業の背景と必要性**

(1) 当該国における水資源開発セクターの現状・課題及び本事業の位置付け  
ボリビア各地では、近年、大規模な渇水や旱魃が頻発に報告されている。特に乾燥する高地（約 4000m）に位置し、人口の多いラパス大都市圏ではその影響が大きく、国家非常事態が発令された 2016 年の大規模渇水では、ラパス市のみでも 25 万人以上（市人口の約 30%）に給水制限等の問題が生じた（Equipo Humanitario de País Reporte de Situación No. 3）。また、同都市圏は、2001 年以降 23%以上人口が増加し、ラパス市に隣接するエルアルト市においては 36%以上と急増しているため、これに伴う水需要への対応は慢性的な社会課題である。並行して、同都市圏は熱帯アンデス氷河を重要な水源の 1 つとしており、氷河の融解・消失が水資源量の減少につながる可能性も指摘されていることから、高地から太平洋・大西洋にそそぐ水系に位置する同都市圏の既存の社会課題はさらに複雑さを増しており、同都市圏の水資源管理はボリビアの持続可能な水資源管理における重要な課題に直結しているといえる。

このような状況を踏まえ、ボリビア政府は国家経済社会開発計画（2021-2025）の中で「8.5 水の安全保障のための表流水・地下水の統合的管理体制の強化」を最優先課題の一つに掲げるとともに、ラパス大都市圏においては、同都市圏の水供給を担う上下水道公社（EPSAS）、旧環境・水省、米州開発銀行（IDB）が策定した「旱魃管理計画（Plan de Gestión de Sequía）」（2016）の中で、旱魃・水不足の影響を緩和するために表流水・地下水のモニタリングや給水制限の体制整備、給水量の確保などの対策が挙げられた。

しかしながら、EPSAS は「旱魃管理計画」に沿って対策を進めているものの、エルアルト市のティラタ及びエルアルト給水システムにおいては、対策すべき課題が多岐に渡るため対応が追いついていないことから、エルアルト市の基幹給水システムは水資源管理・ガバナンスの不備のほか、人口増加・都市化による水需要増加・土地利用変化、気候変動等により深刻化が予測される水不足に対してきわめて脆弱な状況にある。

ラパス大都市圏における地下水給水施設改善計画（以下、「本事業」という。）は、同都市圏のエルアルト市において、水資源のモニタリングや井戸の開閉自動化、既存井戸のリハビリ、及び新規井戸等を整備することで、EPSAS が取り組む「旱魃管理計画」のうち表流水・地下水のモニタリング及び給水制限の体制整備に貢献することにより、もって同都市圏の持続可能な水供給に係る課題解決を図るものであり、当該国において同都市圏の経済成長に不可欠な最重要案件の一つとして位置付けられている。

(2) 水資源開発セクターに対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置付け  
(特に自由で開かれたインド太平洋 (FOIP) 等の主要外交政策との関連)

対ボリビア多民族国国別開発協力量針 (2018 年 1 月) では、「経済基盤の整備及び生産分野の多様化」を重点分野として定め、水資源管理を含む生活基盤の整備に向けた協力を実施するとしている。また、ボリビア多民族国 JICA 国別分析ペーパー (2024 年 3 月) では、「環境管理・気候変動対策」を重点分野として定め、水資源管理を含む都市及び都市-農村間の諸問題に取り組むとしている。さらに、JICA グローバル・アジェンダにおいても、「持続可能な水資源の確保と水供給」を掲げており、クラスター事業戦略①「地域の水問題を解決する実践的統合水資源管理」では、合理的に水資源の持続的利用を推進する責任主体を育成するとしており、②「水道事業体成長支援」では、サービス改善、運営の効率化を含む水道事業体の運営・経営改善を目指すとしている。本事業はこれらの方針、分析、及び戦略に合致する。

ラパス大都市圏において我が国は、人口増加によって急増する水需要に対応すべく無償資金協力「ラパス市エルアルト地区地下水開発計画」(1988 年 E/N) にてティラタ給水エリアの給水施設を整備し、現在でも重要な給水インフラとなっている。また、技術面では「氷河減少に対する水資源管理適応策モデルの開発」(2010 年~2015 年) にて、同都市圏の水源である氷河の気候変動下の融解モデルの構築や影響評価、政策提言にかかる技術協力を行った。EPSAS は同プロジェクトの関係機関として気候変動シナリオ下における水資源管理のための適応戦略に関するセミナーに参加し、水質モデルに関する研修も受けている。また、「気候変動に適応した地下水管理アドバイザー」(2022 年~2024 年) では、同都市圏を含む複数の地域で気候変動の影響及び統合水資源管理を考慮した持続可能な地下水開発・管理の推進に係る情報収集や助言などを行った。同協力の中で、EPSAS はボリビア地下水情報システム (SIASB0) へのデータ提供を行ったほか、専門家から地球物理学的調査に関するノウハウの提供を受けた。本計画は、これらのハード・ソフト双方の協力資産を活用し、同都市圏の給水体制及び地下水管理の高度化を図るものである。

(3) 他の援助機関の対応

IDB は、EPSAS による「旱魃管理計画」の策定を支援するとともに、2023 年の旱魃時に同計画が有効に機能したことから、現在改訂を進めている。また、日本信託基金を活用し、カタリ川流域において「統合水資源管理 (IWRM)」に関する技術協力を実施している。

スペイン国際開発協力機構 (AECID) は、ラパス大都市圏全体の水資源管理の方向性を示す「水道・衛生マスタープラン」の更新を支援中である。

その他、数多くの援助機関 (世銀、ドイツ国際協力公社 (GIZ)、スイス開発協力庁 (COSUDE)、フランス開発庁 (AFD)、オランダ開発機構 (SNV)、など) が、水資源に関連する分野 (水資源管理、流域管理、上下水道、灌漑) への協力を実施している。

(4) 本事業を実施する意義

本事業は、当該国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力量針・分析に合致し、気候変動に適応した給水施設の改善と運用の高度化、及び給水能力の改善の推進を通じてラパス大都市圏の水供給の安定化と持続可能性の確保に資するものであり、SDGs ゴール 6「万人の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理の確保」及びゴール 13「気候変動とその影響への緊急の対処」に貢献することから、事業の実施を支援する必要性は高い。

### 3. 事業概要

(1) 事業概要

① 事業の目的

本事業はエルアルト市において、老朽化した配水施設のポンプや変圧設備の更新、給水自動化システム、水資源モニタリング井戸・機材の整備、並びに既存井戸リハビリや既存井戸群ネットワークへの新規井戸の追加整備などを実施することにより、気候変動に適応した地下水配水施設の改善と運用の高度化を図り、もって水供給の安定化と持続的な水資源の活用に寄与するもの。

② 事業内容（詳細は協力準備調査にて確認）

1) 施設、機材等の内容：

取水井戸（ポンプ、制御盤を含む）、既存井戸リハビリ、操作棟（遠隔操作施設）、配水施設（送配水ポンプ、変圧設備、塩素注入及び給水塔等を含む）、送水管・配水管、地下水位モニタリング用井戸（7井）、貯水池（水源）の水位モニタリング設備（観測機材、遠隔監視装置を含む）

2) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容：

詳細設計、入札補助、施工・調達監理。ソフトコンポーネントとして、施設及び調達機材の維持管理に係る技術指導等。詳細は協力準備調査にて確認。

3) 調達・施工方法：

基本的に機材は本邦調達とし、日本または同国で調達が困難な機材は第三国調達を想定する。また、建設資材は現地調達を想定する。詳細は協力準備調査にて確認。

③ 本事業の受益者（ターゲットグループ）（詳細は協力準備調査にて確認）：

直接受益者：ティラタ及びエルアルト給水エリアの住民

最終受益者：EPSAS の給水エリアの住民全体

④ 他の JICA 事業との関係：JICA は水資源開発セクターの協力において「コチャバンバ県統合水資源管理実践能力強化プロジェクト」（2025 年～2029 年）を実施中である。人口増加・都市化による水需要増加・土地利用変化などによる水利用状況の変化やその調整にかかる対応に関し、相乗効果が得られると考えられる。

(2) 事業実施体制

① 事業実施機関／実施体制：上下水道公社（Empresa Pública Social de Agua y Saneamiento: EPSAS）

② 他機関との連携・役割分担：IDB は、EPSAS が作成する「旱魃管理計画」の改訂支援や、エルアルト市及び周辺地域において「統合水資源管理（IWRM）」に関する技術協力（日本信託基金）を実施している。同技術協力のコンポーネントには、「気候変動適応に向けたモニタリング・研究・知識管理強化」が含まれており、本事業でモニタリング予定の帯水層も重点的なモニタリング対象と分析されている。これらの協力は本事業と親和性が高く、今後の連携が期待される。また AECID が策定中のマスタープラン（前述）の内容に留意し、相乗効果を図る。詳細は協力準備調査で確認する。

③ 運営／維持管理体制：EPSAS が運営及び維持管理を行う。EPSAS にはこれまで無償資金協力「ラパス市エルアルト地区地下水開発計画」（1988 年）等において協力をしているが、調達された機材は適切に使用されており、運営・維持管理を行う上で技術面からの問題は特段認められない。体制面、財務面に関しての詳細は協力準備調査で確認をする。

### (3) 安全対策

調査において、事業を実施する際に予見される脅威とこれへの対策の検討に必要な情報を収集し、対策を検討する。

(4) 環境社会配慮 カテゴリ分類 ☐A ☒B ☐C ☐FI

### (5) 横断的事項

- ① ジェンダー分類：【確認中】☒GI（ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件）  
＜分類理由＞協力準備調査にて、実施機関や工事関係者のジェンダーバランスの確認等、ジェンダー課題、対応する取組案及び指標案を策定・確認するため。
  - ② 気候変動・生物多様性：本事業は気候変動の影響による渇水の発生及び水供給への影響を軽減するという観点から気候変動適応策に資する可能性がある。協力準備調査にて相手側実施機関と認識を共有する予定。また、気候変動に伴う干ばつ、渇水リスクへの対応として気候変動に強靱な水資源管理を行うという同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献（NDC）」における目標と整合するものである。
  - ③ その他：特に無し。
- (6) 特記事項：特に無し。

## 4. 事業効果

### (1) 定量的効果

| 指標名                                           | 基準値（注） | 目標値（2035 年）<br>【事業完成 3 年後】 |
|-----------------------------------------------|--------|----------------------------|
| ティラタ給水エリアの単位生産量当たりの電力使用量（kWh/m <sup>3</sup> ） | 0.58   | 協力準備調査で確認                  |
| 安定した給水の受益人口（万人）                               | 34.5   | 協力準備調査で確認                  |

注：ティラタ給水エリアの単位生産量当たりの電力使用量の基準値は 2025 年実績値、安定した給水受益人口の基準値は 2024 年実績値となる。

### (2) 定性的効果

住民の生活環境が改善される。また、水資源モニタリング及び給水制限の体制が整うことにより乾季等の水供給量が相対的に不足する時期における実施機関の運営維持管理能力が向上する。

## 5. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

ヨルダン・ハシェミット王国向け「上水道エネルギー効率改善計画」（評価年度 2019 年）の事後評価等では、ポンプの調達までを資金協力の対象としたところ、先方負担事項のポンプ場における電気工事や管の接続工事が完了せず、ポンプ搬入後も動作確認が遅延したことが指摘された。

本事業の先方負担事項に関しては、協力準備調査において先方実施機関による履行可否を十分精査するとともに、実施段階においても確実な履行を担保するために前広に働きかけることを検討する。

## 6. その他

- (1) 前提条件・外部条件：特に無し。
- (2) 留意点等：特に無し。

## 7. JICA 検討結果

必要性が十分認められることから、協力準備調査実施対象案件として採り上げ可。

以 上

[別紙資料] ラパス大都市圏における地下水給水施設改善計画 環境社会配慮

[別添資料] ラパス大都市圏における地下水給水施設改善計画 地図

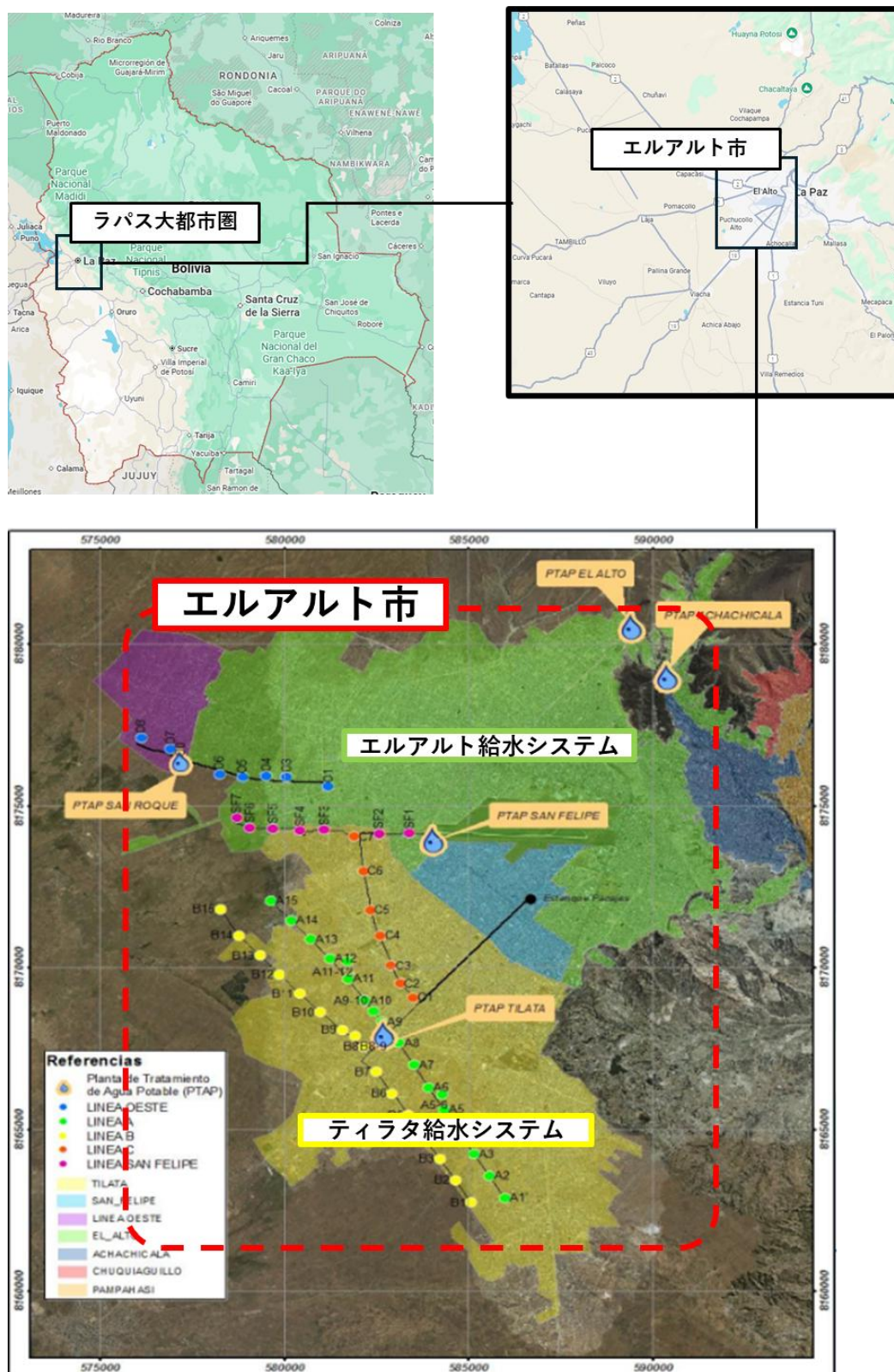
ラパス大都市圏における地下水給水施設改善計画 環境社会配慮

- ①カテゴリ分類：B
- ②カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）上、環境への望ましくない影響は限定的であると判断されるため。
- ③環境許認可：本事業にかかる環境許認可の要否の確認が必要。協力準備調査で詳細を確認する。
- ④汚染対策：現時点で具体的な影響は特定されていないが、環境や社会への望ましくない影響とその回避・緩和策等については協力準備調査で詳細を確認する。
- ⑤自然環境面：現時点で具体的な影響は特定されていないが、環境や社会への望ましくない影響とその回避・緩和策等については協力準備調査で詳細を確認する。
- ⑥社会環境面：現時点で具体的な影響は特定されていないが、環境や社会への望ましくない影響とその回避・緩和策等については協力準備調査で詳細を確認する。
- ⑦その他・モニタリング：具体的なモニタリング項目・手法等については協力準備調査で詳細を確認する。

以 上

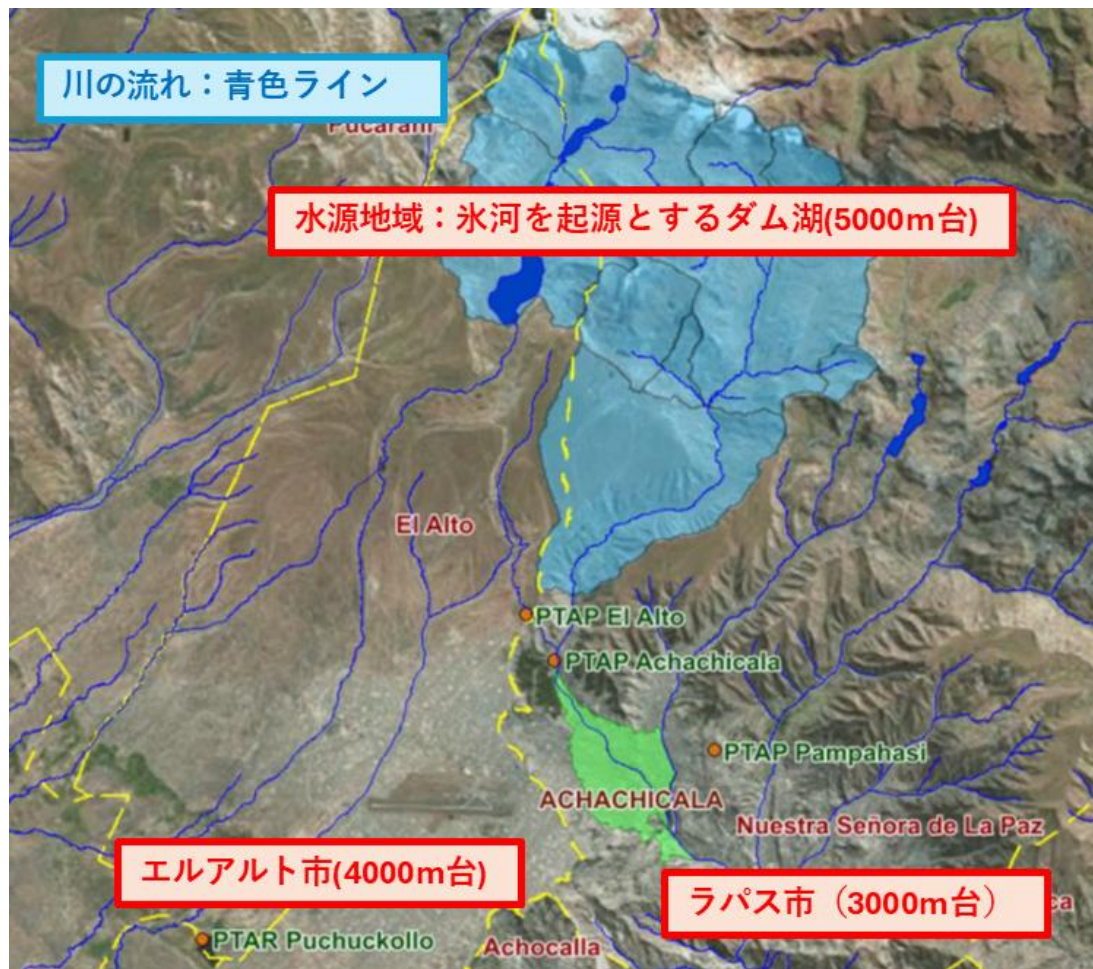


# ラパス大都市圏における地下水給水施設改善計画 地図



出典：Google Maps（地図データ©2026 INEGI, Google）及び EPSAS 資料より JICA 作成

エルアルト市を囲む水源と水流の位置関係



出典：EPSAS 資料より JICA 作成

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：上水道計画

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4-3 の「要員計画」は不要です）。

##### 4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式 4-4）

##### 5) 現地業務に必要な資機材

##### 6) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

##### 7) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

別紙 2 プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

また、評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2 号）】

① 対象国及び類似地域：中南米地域及び全開発途上国

② 語学能力：英語（西語ができれば望ましい）

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

2026 年 11 月から第一次現地調査、2027 年 3 月から第二次現地調査、その後、国内解析（積算審査に要する期間を含む）を行い、2028 年 1 月上旬から第三次現地調査（D0D）を実施する。

### (2) 業務量目途

#### 1) 業務量の目途

約 23.74 人月

#### 2) 渡航回数の目途：延べ 15 回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

### (3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 地下水・物理探査
- 試掘・揚水・水質調査
- 地形測量
- 社会調査・既存水源調査
- 環境社会配慮に係る調査

### (4) 配付資料／公開資料等

#### 1) 配付資料

なし

#### 2) 公開資料

- ボリビア国「ラパス市エル・アルト地区地下水開発計画最終報告書 <参考>  
([https://openjicareport.jica.go.jp/618/618/618\\_702\\_10417137.html](https://openjicareport.jica.go.jp/618/618/618_702_10417137.html))
- ボリビア多民族国 コチャバンバ県統合水資源管理能力強化プロジェクト  
詳細計画策定調査報告書  
(<https://www.jica.go.jp/oda/project/1501078/>)
- ボリビア国「氷河減少に対する水資源管理適応策モデルの開発」
  - 開発詳細計画策定調査報告書
  - プロジェクト中間レビュー報告書
  - プロジェクト終了時評価報告書

(<https://www.jica.go.jp/oda/project/0900727/>)

#### (5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

|   | 便宜供与内容       |   |
|---|--------------|---|
| 1 | カウンターパートの配置  | 有 |
| 2 | 通訳の配置（＊語⇔＊語） | 無 |
| 3 | 執務スペース       | 有 |
| 4 | 家具（机・椅子・棚等）  | 有 |
| 5 | 事務機器（コピー機等）  | 有 |
| 6 | Wi-Fi        | 有 |

※C/Pとの間に発生するコミュニケーション（協議時の言語、資料の言語、メールの言語等）を含め、ボリビア国で使用する言語はスペイン語になります。

#### (6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ボリビア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

### 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

### 4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。



(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

### (1) 契約期間の分割について

第1章「1.競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合）は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

### (2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

### 【上限額】

127,339,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

### (3) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費

や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

■ 本案件は定額計上があります(27,000,000円(税抜))。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

|   | 対象とする経費         | 該当箇所                                              | 金額<br>(税抜き) | 金額に含まれる<br>範囲     | 費用項目   |
|---|-----------------|---------------------------------------------------|-------------|-------------------|--------|
| 1 | 地下水・物理<br>探査    | 「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項<br>2. 業務実施上の条件<br>(3) 現地再委託」 | 5,000,000 円 | 地下水・物理探査一式        | 現地再委託費 |
| 2 | 試掘・揚水・水<br>質調査  | 「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項<br>2. 業務実施上の条件<br>(3) 現地再委託」 | 7,000,000 円 | 試掘・揚水・水質調査一式      | 現地再委託費 |
| 3 | 地形測量            | 「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項<br>2. 業務実施上の条件<br>(3) 現地再委託」 | 5,000,000 円 | 地形測量一式            | 現地再委託費 |
| 4 | 社会調査・既<br>存水源調査 | 「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項                              | 5,000,000 円 | 社会調査・既存<br>水源調査一式 | 現地再委託費 |

|   |                 |                                                       |             |                   |            |
|---|-----------------|-------------------------------------------------------|-------------|-------------------|------------|
|   |                 | 2. 業務実施上の条件<br>(3) 現地再委託                              |             |                   |            |
| 5 | 環境社会配慮<br>に係る調査 | 「第3章 プロポーザ<br>ル作成に係る留意事項<br>2. 業務実施上の条件<br>(3) 現地再委託」 | 5,000,000 円 | 環境社会配慮に<br>係る調査一式 | 現地再委<br>託費 |

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

(9) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙2：プロポーザル評価配点表



プロポーザル評価配点表

| 評 価 項 目                           | 配 点         |                 |
|-----------------------------------|-------------|-----------------|
| <b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>    | <b>(10)</b> |                 |
| (1) 類似業務の経験                       | 6           |                 |
| (2) 業務実施上のバックアップ体制等               | (4)         |                 |
| ア) 各種支援体制（本邦／現地）                  | 3           |                 |
| イ) ワークライフバランス認定                   | 1           |                 |
| <b>2. 業務の実施方針等</b>                | <b>(70)</b> |                 |
| (1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法             | 65          |                 |
| (2) 作業計画等                         | (5)         |                 |
| ア) 要員計画                           | －           |                 |
| イ) 作業計画                           | 5           |                 |
| <b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>           | <b>(20)</b> |                 |
| (1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価       | 業務主任者<br>のみ | 業務管理<br>グループ/体制 |
| 1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>   | (20)        | (8)             |
| ア) 類似業務等の経験                       | 10          | 4               |
| イ) 業務主任者等としての経験                   | 4           | 2               |
| ウ) 語学力                            | 4           | 1               |
| エ) その他学位、資格等                      | 2           | 1               |
| 2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇</u> | (－)         | (8)             |
| ア) 類似業務の経験                        | －           | 4               |
| イ) 業務主任者等としての経験                   | －           | 2               |
| ウ) 語学力                            | －           | 1               |
| エ) その他学位、資格等                      | －           | 1               |
| 3) 業務管理体制                         | (－)         | (4)             |